



2024年5月14日

各 位

会社名 不二サッシ株式会社
代表者名 代表取締役社長 江崎 裕之
(コード: 5940、東証スタンダード)
問合せ先 管理本部経営管理部長 吉原和仁
(TEL: 03-6867-0777)

株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第43期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 併合の目的

本件は、当社の普通株式10株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

当社の発行済株式総数は、過去に発行した優先株式を普通株式へ転換した経緯もあり、2024年3月31日現在で、126,267,824株となっております。

この株式総数は当社の事業規模から見て多い状態にあると考えております。また、現状の株価水準も2桁台であり、一般的には低位株に属しており、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすく、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

このことから、普通株式10株を1株に併合することにより、適正な株価と、発行済株式総数の削減を図るものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

10株につき1株の比率をもって併合いたします。（2024年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数が基準となります。）

③ 効力発生日

2024年10月1日

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2024年3月31日現在） 126,267,824 株

併合により減少する株式数 113,641,042 株

併合後の発行済株式総数 12,626,782 株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び併合比率に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

2024年3月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

| | 株主数 (割合) | 所有株式数 (割合) |
|--------------------|-----------------|-----------------------|
| 総株主数 | 19,873名 (100%) | 126,267,824株 (100%) |
| 10株未満所有株主 | 1,066名 (5.36%) | 1,637株 (0.00%) |
| 10株以上100株未満所有株主 | 2,284名 (11.49%) | 101,983株 (0.08%) |
| 100株以上1,000株未満所有株主 | 9,871名 (49.67%) | 2,538,189株 (2.01%) |
| 1,000株以上所有株主 | 6,652名 (33.47%) | 123,626,015株 (97.91%) |

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様 1,066名（その所有株式数は1,637株）は株主たる地位を失うこととなります。

また、所有株式100株以上1,000株未満の株主様9,871名（その所有株式数は 2,538,189 株）は、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、単元未満株式を所有の株主様は、会社法第192条第1項及び当社定款の規定により、自己の有する単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することができますので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

2024年6月27日開催予定の株主総会において、本株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件としております。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

なお、本定款変更は、本株式併合に係る議案の承認可決及び本株式併合の効力発生を条件として、本株式併合の効力発生日（2024年10月1日）に効力が生じることとなります。

(2) 変更の内容

（変更部分を下線で示しています。）

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億5,700万株</u> とする。 | 第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,570万株</u> とする。 |
| （新設） | 附則 <u>第6条の変更は、2024年10月1日をもって、効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は2024年10月1日経過後、これを削除する。</u> |

3. 日程

- (1) 取締役会決議 2024 年 5 月 14 日
- (2) 本定時株主総会決議日 2024 年 6 月27 日 (予定)
- (3) 株式併合の効力発生日 2024 年 10 月 1 日 (予定)
- (4) 定款変更の効力発生日 2024 年 10 月 1 日 (予定)

【添付資料】 (ご参考) 株主併合に関するQ&A

以 上

(ご参考) 本株式併合に関するQ&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

A1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為です。今回、当社では普通株式10株を1株に併合することを予定しております。

Q2. 株式併合の目的は何ですか。

A2. 当社の発行済株式総数は、過去に発行した優先株式を普通株式へ転換した経緯もあり、2024年3月31日現在で、126,267,824株となっております。この株式総数は当社の事業規模から見て多い状態にあると考えております。
また、当社の株価は90円、投資単位は9,000円(2024年5月13日現在)であり、現状の株価水準も一般的には低位株に属しており、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすく、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。このような状況を改善するため、普通株式10株を1株に併合することにより、適正な株価と、発行済株式総数の削減を図るものであります。

Q3. 株主の所有株式数や議決権の個数はどのようになるのですか。

A3. 株主の皆さまの株式併合後のご所有株式数は、2024年9月30日の株主名簿に記載または記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は本株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|---------|-------|--------|-------|------|
| | ご所有株式数 | 議決権個数 | ご所有株式数 | 議決権個数 | 端数株式 |
| 例1 | 10,000株 | 100個 | 1,000株 | 10個 | なし |
| 例2 | 1,234株 | 12個 | 123株 | 1個 | 0.4株 |
| 例3 | 100株 | 1個 | 10株 | なし | なし |
| 例4 | 9株 | なし | なし | なし | 0.9株 |

- ① 例1、3に該当する株主の皆さまに関しましては、特段のお手続きの必要はございません。
- ② 例2、3で発生する単元未満株式につきましては、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。
- ③ 例2、4で発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、端数株式の処分に係る手続きが完了する2024年12月上旬頃お送りすることを予定しております。
- ④ 例4でご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合により全ての株式が端数株式となるため、当社株式の保有機会を失うこととなります。
なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。
また、当社では、同制度を利用される株主の皆さまの利便性を高めるため、「単元未満株式の買取り」制度のご利用に伴う当社に支払う手数料を無料とさせていただくことを予定しております。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響がありますか。

A4. 本株式併合により株主の皆さまのご所有株式数は10分の1となりますが、本株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。従って、株式市場の変動等の要因を別とすれば、本株式併合によって株主の皆さまご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。なお、本株式併合後の株価は、理論上は本株式併合前の10倍となります。

Q5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A5. 本株式併合の効力発生(2024年10月1日)前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、1株に満たない端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合により、単元未満株式が生じますが、株式併合後も「単元未満株式の買取り」制度を利用できますか。

A6. 本株式併合後においても、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7. 投資単位(最低投資金額)はどうなりますか。

A7. 2024年5月13日の東京証券取引所における終値90円を例に挙げますと、本株式併合前に
おける投資単位は、次のとおりです。

併合前 90円/株 × 100株 = 9,000円

この株価を前提にすると、株式併合後の投資単位は、理論上、次のとおりとなります。

併合後 900円/株 × 100株 = 90,000円

※株価は、本株式併合に伴い、理論上は10倍となります。

Q8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A8. 具体的なスケジュールは次のとおりの日程を予定しております。

2024年5月14日

取締役会決議

2024年6月27日(予定)

本株主総会決議日

2024年9月30日(予定)

本株式併合の基準日

2024年10月1日(予定)

本株式併合の効力発生日

2024年10月下旬(予定)

株主様宛株式併合割当通知の発送

2024年12月上旬(予定)

端数株式処分代金お支払い

Q9. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A9. 特段の手続きの必要はございません。

なお、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただく場合の具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人
同連絡先

三井住友信託銀行株式会社
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話:0120-782-031(フリーダイヤル)
受付時間:平日9時~17時(土・日・祝日等を除く)